

入 札 心 得

1. 入札者は、入札室に入る前に携帯電話の電源を OFF にしておかなければならない。
2. 入札において静粛にしなければならない。
3. 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
4. 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書（一般競争入札においては、一般競争入札参加資格確認申請書（控え））を提示すること。また代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
5. すでに投函した入札書の引替え、変更または取消しは認めない。
6. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
7. 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。また入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
8. 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした 2 以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札若しくは、判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
9. 契約額は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税の金額を加算した額である。